

# 幼児教育・保育に係る 利用料・保育料が無償化されます！

令和元年  
10月1日から



## 対象者・利用料

保育の必要性のある3歳児から5歳児及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの利用料が無償となります。

- 通園送迎費、給食費、行事費などは、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
  - 0歳児から2歳児の子どもについては、これまでどおり保育料の中に副食費が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。
  - 市民税所得割額77,101円未満世帯の子どもと第3子の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
  - 子どもが2人以上の世帯の2歳児までの子どもの保育料については、現行制度を継続します。
    - ・小学校就学前までの最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額。
    - ・18歳までの最年長の子どもを第1子とカウントし、第3子以降は無償。など
- ※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- 改めて行っていただく手続きはありません。

対象者	無償化上限額
非課税世帯の0～2歳児	全額
3～5歳児	
上記以外	0円（全額保護者負担）

【問合せ先】 知立市役所子ども課保育係 ☎0566-95-0121

## 給食費について

3歳児から5歳児の子どもの副食費（おかず・おやつ等）は、これまでも保育料の中に含まれており、無償化後も引き続き保護者の皆さまのご負担となります。

- 公立保育園に通う子どもの給食費（主食費・副食費）については、10月分より口座振替となります。
- 私立保育園に通う子どもの給食費（主食費・副食費）については、各園に直接お支払いいただくこととなります。
- 給食費（主食費・副食費）は公立保育園と私立保育園で金額が異なります。
- 給食費は月額となります。
- 公立保育園の給食費は、主食費600円、副食費4,500円となります。
- 私立保育園の給食費は、各施設にお問合せください。

### 【3歳児から5歳児の給食費に取扱い】

	現行	無償化後 (10月～) 公立保育園	無償化後 (10月～) 私立保育園
保育料	0～22,400円	0円	0円
主食費	施設による徴収 (600円)	口座振替による徴収 (600円)	施設による徴収 (600円～800円)
副食費	保育料に 含まれる	口座振替による徴収 (4,500円)	施設による徴収 (4,500円)